

Client Alert

July 2016

国際仲裁アップデート No. 5

SIAC 仲裁規則の改正

2016年6月30日、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre、「SIAC」）は、仲裁規則（the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre）の第6版を公式に発表した。新規則（「2016年規則」）は2016年8月1日に施行される。

最も重要な改正点は、仲裁手続の併合、追加当事者の参加、主張及び防御の早期段階での却下に関するものである。

まず、手続の併合に関しては、現行の2013年規則は規定していなかったが、今回の改正により、2016年規則では包括的な制度が備わることになる。これにより申立人は、(i) 併合の申請書とともに各仲裁契約に基づく各別の仲裁通知書を提出するか、又は、(ii) 全ての関連する仲裁合意に基づく1通の通知書を提出するか、いずれかのアプローチを選択できることとなった。また、手続が開始された後においては、いずれの当事者も、仲裁廷が構成される前はSIACの仲裁裁判所に対して、仲裁廷が構成された後は仲裁廷に対して、併合を申請することができる。

当事者の追加に関しては、今回の改正により、当事者及び非当事者がそれぞれ、係属中の仲裁について追加当事者の参加を申立てしうることとなった。現行の2013年規則の下では、追加当事者の参加については、双方当事者による明示の同意（仲裁合意に明記されるか又はその他の方法による）が要求され、しかも、仲裁廷が構成された後に初めて可能とされていた。今回の改正の結果、当事者の追加の申立ては仲裁廷の構成される前後に関わらず可能となり、また、両当事者の同意がある場合のほか、SIACの手続管理者（Registrar）又は仲裁廷が追加当事者として申立対象となった者が仲裁合意に拘束されることが疎明されたと認めた場合にも、追加当事者の参加が許容されることとなった。

主張及び防御の早期段階での却下は、2016年規則の注目すべき改正点である。2016年規則の29条に基づき、当事者は、明らかに法的に意味のない主張又は防御若しくは明らかに仲裁廷の管轄外にある主張又は防御の早期却下を申し立てることができる。また、2016年規則では、根拠のない申立てを排除するために、手続を進めるには仲裁廷の許可を要する旨を定めている。この新たな制度により仲裁手続に要する費用及び時間を大幅に削減することができるか、仲裁実務家の注視を集めることになると考えられる。

上記に加え、SIACは手続上の詳細事項に関する改正も行っている。その変更点は次の通りである。

- シンガポールを原則的な仲裁地とする旨の定めが廃された（緊急仲裁を除く）。当事者が別途合意していない限り、仲裁地の決定は仲裁廷に委ねられることとなった。



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



オリバー・マッケンティー
アソシエイト
03 6721 9511
oliver.mcentee@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

- 仲裁費用の保証金の未払いがあるとき、仲裁廷が補償についての命令又は判断を下す権限を有することとなった。
- 緊急仲裁人は、手続管理者が申請を受け取ってから1日以内（1営業日以内ではなく）に選任されることとなった。暫定的救済の命令又は判断は選任から14日以内に下されることとなった。手続管理者が別段の決定をしない限り、緊急仲裁人の報酬は25,000シンガポールドルの定額とされた。
- 簡易手続を利用する際の請求金額の上限が600万シンガポールドルに引き上げられた。また、簡易手続の事件が書証のみにより判断されるべきか否かにつき、当事者間の事前協議を踏まえた上で、これを最終的に決定するのは仲裁廷とされた。簡易手続の適用を排除する旨の合意は無効であることが明示された。
- 事実上の慣行を踏まえ、SIACの仲裁裁判所（Court of Arbitration）が仲裁人に対する忌避に関する判断を下すことが明確化された。これに関する事務手数料は8,000シンガポールドルの定額とされた。

全体的に、今回の改正によりSIAC仲裁がより迅速かつ効率的な手続きとなることが期待される。